

大学機関別認証評価実施大綱 新旧対照表（案）

頁	新	旧	改訂の理由
i	はじめに （２段落目） 国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は，その教育研究水準の向上に資するため，教育研究，組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し， ７年以内ごとに，文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています（学校教育法第○条第○項及び学校教育法施行令第○条）。この認証評価制度のもとで，各大学は，複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択することとなります。	はじめに （２段落目） 国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は，その教育研究水準の向上に資するため，教育研究，組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し， ７年以内ごとに，文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています（学校教育法第69条の３第２項及び学校教育法施行令第40条）。この認証評価制度のもとで，各大学は，複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択することとなります。	学校教育法等の一部改正による条文のずれを修正した。